

公益財団法人東京都道路整備保全公社「週休 2 日制確保工事」実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休 2 日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休 2 日制」の実現を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

すべての土木工事及び土木設備工事を「現場閉所」の対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

なお、工事内容及び施設の実情等により「現場閉所」が馴染まない工事については、「交替制」の対象とすることができる（機械設備工事は「交替制」の対象外）。

3 週休 2 日の考え方

(1) 現場閉所

- 1) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

2) 週休 2 日

① 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

② 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休 2 日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 5 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取り組みに当たって、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定する。代替休日は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。

(2) 交替制

1) 週休 2 日

① 完全週休 2 日

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2 日/7 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休 2 日

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 5 日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

3) 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

4) 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(3) 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

4 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、当初設計時に完全週休 2 日の達成を前提として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休 2 日制確保工事である旨を記載する（別添 1 参照）。

なお、補正係数は、東京都建設局積算基準の記載による。

(2) 工事契約時

受注者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

- 1) 受注者は、別添2を参考とし、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。
- 2) 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。
- 3) 発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 最終変更時

1) 現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、別添3を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は東京都建設局「統一26様式」）。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

2) 交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別添4）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は東京都建設局「統一26様式」）。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、休日確保状況を確認後、完全週休2日に満たないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降に起工し公告等を行う案件に適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日以降に起工し公告等を行う案件に適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日以降に起工し公告等を行う案件に適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 11 月 1 日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日以降に起工し公告等を行う案件に適用する。

記載例

(1) 起工書への記載

起工書の「その他」に「週休 2 日制確保工事（現場閉所）」または「週休 2 日制確保工事（交替制）」であることを記載。

(2) 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

※現場閉所の場合

本工事は、「週休 2 日制確保工事（現場閉所）」である。

※交替制の場合

本工事は、「週休 2 日制確保工事（交替制）」である。

(3) 特記仕様書記載例

特記仕様書に以下のように記載する。

「週休 2 日制確保工事」

(1) 本工事は、「週休 2 日制確保工事」の対象案件である。

(2) 実施にあたっては、『公益財団法人東京都道路整備保全公社「週休 2 日制確保工事」実施要領』（以下「要領」という。）に基づき行う。要領は、公益財団法人東京都道路整備保全公社ホームページから入手できる。

(https://www.tmpc.or.jp/07_keiyaku/system.html)

※現場閉所の場合

(3) 本工事は、現場閉所の完全週休 2 日（土日）の達成を前提として経費を補正している。

※交替制の場合

(3) 本工事は、交替制の完全週休 2 日の達成を前提として経費を補正している。

広報板記載例

〇〇〇〇 工事のお知らせ	
週休 2 日制確保工事※1	
この工事は、〇〇通り（都道第〇〇号線）の〇〇〇〇工事で、〇〇年〇月頃下図のように完成する予定です。	
皆様には、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。	
絵・図	工事件名 〇〇〇〇工事（その 1）
	工事区間 〇〇区〇〇町一丁目から 〇〇区〇〇町二丁目
	工事概要 延 長 〇〇m
	車道幅員 〇〇m
お気づきの点は、下記へご連絡ください	
発注者：（公財）東京都道路整備保全公社 電話(100)1234	
受注者：〇〇建設株式会社 〇〇作業所 電話(200)5678	
（二次元コード）	
事業 P R 記 載 （記載例） 無電柱化事業の目的は、 ① 都市防災機能の強化を図ります。 ② 安全で快適な歩行空間を確保します。 ③ 良好な都市景観の創出を図ります。	
「夢のみち」優秀作品などを記載	（公財）東京都道路整備保全公社
本工事は、「完全週休 2 日制」の実現を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」です。※2	

(注)

- ・ ※ 1 は、すべての広報板に記載。
- ・ ※ 2 は、広報板 A 型、B 型に記載。（B' 型、C 型でも可能な場合は記載。）
- ・ フォント、文字の大きさ等に変更してよい。

例)【現場閉所報告書 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

完全週休2日(土日)の判定

月単位の週休2日の判定

※必ず検算すること。

※入力月が8か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、完全週休2日及び月単位の週休2日の達成状況を報告すること。

※1 受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定する。ただし、代替休日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする（週の定義は月曜日から日曜日までとする。）。

※2 暦上の土曜日・日曜日の閉所では、現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に28.5%以上を達成しているものとみなす。

※3 対象外期間を除いた暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に28.5%以上を達成しているものとみなす。

完全週休2日の判定

∴ 完全週休2日達成

月単位の週休2日の判定

∴ 月単位の週休2日達成

【集計(完全週休2日)】

会社名	氏名	対象期間週数	達成週数		完全週休2日
A建設	〇〇	9	9		○
	□□	9	9		○
	◇◇	9	9		○
B建設(一次下請)	●●	9	9		○
	■	8	8		○
	◆◆	8	8		○
C電設(二次下請)	△△	4	4		○
D工業(二次下請)	▽▽	3	3		○

【集計(月単位の週休2日)】

会社名	氏名	対象期間月数	達成月数		月単位の週休2日
A建設	〇〇	2	2		○
	□□	2	2		○
	◇◇	2	2		○
B建設(一次下請)	●●	2	2		○
	■	2	2		○
	◆◆	2	2		○
C電設(二次下請)	△△	1	1		○
D工業(二次下請)	▽▽	1	1		○

【令和〇年4月第1週(令和〇年4月1日～4月7日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第2週(令和〇年4月8日～4月14日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第3週(令和〇年4月15日～4月21日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	7	2	28.6%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第4週(令和〇年4月22日～4月28日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■ ■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△	3	0	0.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月第5週(令和〇年4月29日～5月5日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	4	57.1%	○
	□□	7	4	57.1%	○
	◇◇	7	4	57.1%	○
B建設(一次下請)	●●	7	4	57.1%	○
	■ ■	7	4	57.1%	○
	◆◆	7	4	57.1%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年4月】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	30	9	30.0%	○
	□□	30	9	30.0%	○
	◇◇	30	9	30.0%	○
B建設(一次下請)	●●	30	9	30.0%	○
	■ ■	30	9	30.0%	○
	◆◆	30	9	30.0%	○
C電設(二次下請)	△△	24	6	25.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年5月第1週(令和〇年5月6日～5月12日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	3	42.9%	○
	□□	7	3	42.9%	○
	◇◇	7	3	42.9%	○
B建設(一次下請)	●●	7	3	42.9%	○
	■ ■	7	3	42.9%	○
	◆◆	7	3	42.9%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽				

【令和〇年5月第2週(令和〇年5月13日～5月19日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■ ■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	4	2	50.0%	○

【令和〇年5月第3週(令和〇年5月20日～5月26日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	7	2	28.6%	○
	■ ■	7	2	28.6%	○
	◆◆	7	2	28.6%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	7	2	28.6%	○

【令和〇年5月第4週(令和〇年5月27日～6月2日)】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	完全週休2日
A建設	〇〇	7	2	28.6%	○
	□□	7	2	28.6%	○
	◇◇	7	2	28.6%	○
B建設(一次下請)	●●	2	0	0.0%	○
	■ ■				
	◆ ◆				
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	2	0	0.0%	○

【令和〇年5月】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	31	10	32.3%	○
	□□	31	10	32.3%	○
	◇◇	31	10	32.3%	○
B建設(一次下請)	●●	28	10	35.7%	○
	■ ■	26	10	38.5%	○
	◆ ◆	26	10	38.5%	○
C電設(二次下請)	△△				
D工業(二次下請)	▽▽	13	4	30.8%	○

※「会社名」、「氏名」、「対象期間月数」、「達成月数」、「対象期間週数」、「達成週数」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する。

※ 集計のシートについて

対象期間週数・月数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数から換算した週数・月数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数から換算した週数・月数を基本とする。

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。

※対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

※必ず検算する。